

## EU 議長国キプロス、最新版の統一特許裁判所協定案を公表

2012 年 10 月 2 日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

2012 年後半の EU 議長国キプロスは、9 月 27 日、EU 理事会のウェブサイトにて最新版の「統一特許裁判所協定案及び裁判所規定案 (Draft Agreement on a Unified Patent Court and draft statute) (14268/12)」を公表した (日本語仮訳は別添参照)。

統一特許裁判所は、現在 EU の枠組みにおいて検討が進められている欧州単一効特許 (European Patent with Unitary Effect, 以下「単一特許」) 及び既存の欧州特許の両方を取扱う裁判所として、欧州全域に判決の効力を有する一元的な訴訟制度を担うことが期待されている。統一特許裁判所は、新たな協定によって創設されるため、EU の枠組みとは異なるものの、2011 年 3 月 8 日の欧州連合司法裁判所の判決を受けて、EU 加盟国のみが批准/加盟することが可能となっている。

統一特許裁判所協定案については、2011 年 9 月に公表されて以来、その第一審裁判所中央部の設置場所を巡って政治問題化したこともあり、1 年以上に渡って水面下での交渉が進められてきた。しかしながら、2012 年 6 月 28～29 日に開催された欧州理事会において、妥協が図られたため、大きな難関は乗り越えた。

今回公表された最新版の統一特許裁判所協定案においては、欧州理事会の決定が全面的に反映されており、第一審裁判所中央部の設置場所が明確に記載された他、中央部の裁判管轄についても、次のような条文修正が加えられている。

- 一 締約国の領域外に居住又は主要な事業地域を有する被告に対する訴訟は、地方部又は地域部に提起されるか、もしくは、中央部に提起される (第 15a 条(1))
- 一 特許の取消訴訟が中央部に係属しているときは、同一の特許に関する同一の当事者間の侵害訴訟は、どの部に対して提起されてもよく、中央部に提起されてもよい (第 15a 条(4))

今後、本協定案は、単一特許規則案及び翻訳言語規則案と共にパッケージとして、本年末の最終合意へ向けて議論が行われることになる。特に、単一特許規則案第 6～8 条に規定されている直接侵害、間接侵害、効力の制限については、2012 年 6 月の欧州理事会決定において同条の削除が要請されたところ、欧州議会がこれに反発して本年 7 月に予定されていた投票を延期している。直接侵害、間接侵害、効力の制限については、統一特許裁判所協定案第 14f 条～第 14h 条にも規定されていたが、単一特許規則案の記載と整合するような

修正も加えられており、現段階での最大の懸念事項である単一特許規則案第 6～8 条問題について、今後どのように妥協が図られていくのか注目される。

- － 統一特許裁判所協定案及び裁判所規定案の日本語仮訳は、以下参照 ー  
[統一特許裁判所に関する協定案 \(PDF\)](#)
- － 統一特許裁判所協定案及び裁判所規定案は、以下参照 ー  
[Draft Agreement on a Unified Patent Court and draft statute \(14268/12\) \(PDF\)](#)
- － 欧州単一効特許及び統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースの特集記事は、以下参照 ー  
[欧州単一効特許と統裁判所の創設へ向けた議論の現状と今後展望 \(2012 年 9 月 6 日\) \(PDF\)](#)
- － 2011 年 6 月の欧州理事会決定に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー  
[欧州理事会, 統一特許裁判所の中央部をパリに設置することに合意 \(2012 年 6 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- － 統一特許裁判所協定案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー  
[EU 競争担当相理事会, 統一特許裁判所の新たな条文案について議論開始 \(2011 年 10 月 3 日\) \(PDF\)](#)

(以上)